

家庭ごみの分け方と出し方

収集	区分	出し方	家庭ごみの分け方	処理
週2回	燃やすごみ 	尼崎市指定袋	<p>詳しくは12ページ</p> <p>※生ごみ以外のごみは、一度に多量に排出せず、少しづつ分けて排出してください。(目安は指定袋大2袋まで)</p>	焼却して発電
週1回	びん・缶・ペットボトル 	尼崎市指定袋	<p>詳しくは13ページ</p> <p>空きびん(飲料・酒・調味料・食品用) 空き缶(飲料・酒・調味料・食品用) ペットボトル(飲料・酒・みりん・しょうゆ用) ※対象はペットボトルマークのもの</p> <p>ソース、食用油、洗剤など プラマークのボトル →「燃やすごみ」へ</p> <p>農薬びん、塗料びんなど スプレー缶・カセットポンベ、塗料缶、オイル缶、20cmを超える食品缶</p> <p>金属製小型ごみ(危険なもの)へ</p>	選別してリサイクル

申込みが必要なものの(有料)

大型ごみ 	詳しくは18・19ページ	臨時ごみ 	詳しくは19ページ
有料 (1点につき300円から1,800円) ・大きさが50cmを超えるもの ・「大型ごみ種類別料金表」に記載のもの 例)たんす、自転車、ふとんなど		有料 (一辺が1.8mの立方体相当分の量につき5,400円) ・一度に多量に出るごみや引越しごみ	
クリーンセンターへのごみの持込み 	詳しくは21ページ	有料 (家庭系ごみ: 10kgあたり103円) ・前日までに予約が必要	

お願い

- ごみは指定された収集曜日の当日朝8時までに出してください。
- 選別作業の支障になるため、指定袋を二重にしたり、ほかの袋に入れてから指定袋に入れたりすることはやめてください。

収集	区分	出し方	家庭ごみの分け方	処理
週1回	紙類 	紙類 	<p>詳しくは14・15ページ</p> <p>新聞 ダンボール その他紙類(雑誌・紙箱・包装紙など)</p> <p>※雨天時も収集しています。</p> <p>紙類、衣類は地域の資源集団回収運動を優先的にご利用ください</p>	選別してリサイクル
月1回	衣類 	衣類 	<p>詳しくは15ページ</p> <p>衣類(着用可能な状態のもの)</p> <p>ぬいぐるみ、タオル、ふとん、じゅうたん 布きれなど</p> <p>→「燃やすごみ」へ →「大型ごみ」へ</p> <p>※雨天時は出さないで、次回以降に出してください。(濡れると再使用できません。)</p>	選別して再使用

市が収集しないもの

電気リサイクル法対象品目(エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機)、パソコン、バイク、処理困難物など
市では収集しません。クリーンセンターへの持込みもできません。処分するときは各ページをご参考ください。

申込みが必要なものの(無料)

みぞのどろ	亡くなった動物(犬・猫等小動物)の引取り
・地区ごとに収集月が決まっています。	・野良犬、野良猫など 無料 ・飼い犬、飼い猫など 1体につき2,700円
詳しくは25ページ	

家庭ごみ案内センター(28ページ)にて受付します。

尼崎市のごみ処理計画とごみ減量・リサイクルについて

わたしたちは、これから10年間でごみを **10%** 減らすことを目指しています。

なぜごみを減らす必要があるの？

ごみを減らす大きな3つの理由

理由1 家計を節約できます。

ごみも元はお金を出して買ったもの。むだなものを買わないなどのごみを減らす取組は、節約にもつながります。また、ごみ袋代やごみ処理料金も減らすことができます。



理由2 大切な税金を有効に使えます。

ごみ処理にかかるコストは、1年間で約45億円(市民1人あたり 約1万円)！ごみが多いと大きなごみ処理施設が必要になり、ごみを燃やしたあとに残る灰の埋立て(最終処分)にも年間約2.5億円かかっています。ごみを減らしてコストを削減すると、社会保障、教育や子育て支援などのほかの行政サービスに役立てることができます。



理由3 ごみ減量は環境問題の身近な課題です。

わたしたちが普段使っているものは、限りある大切な資源を使って作られています。また、ごみを運んだり燃やしたりするときに、地球温暖化の原因となる二酸化炭素が発生します。さらに、ごみが川や海に流出すると、海洋汚染の原因となり、生態系に影響を与えます。



どうやってごみを減らすの？

ごみになるものを 買わない・使わない・作らない

リデュースを中心に、3Rに取り組みましょう！

ごみの中には、食品ロスや紙資源など、「もったいない」ものがたくさん捨てられています。

「もったいない」を合言葉に、

①リデュースでごみを減らす ②コスト意識を持つ ③環境問題以外も解決を目指す ④みんなで取り組むを意識して、ごみを減らしましょう！

ごみを減らす3か条「3R」

- リデュース Reduce** : ごみをつくらないこと(発生抑制)
- リユース Reuse** : くりかえし使うこと(再使用)
- リサイクル Recycle** : 原料に戻して使うこと(再生利用)

生ごみ・食品ロスの削減

家庭で食品ロスが出てないかぶり返り、買いつぎに気を付けるなど食品ロス削減に取り組む。

リデュース 詳しくは6ページ

プラスチックごみの削減

ライフスタイルを見直し、むだなプラスチックを使わない生活に転換する。

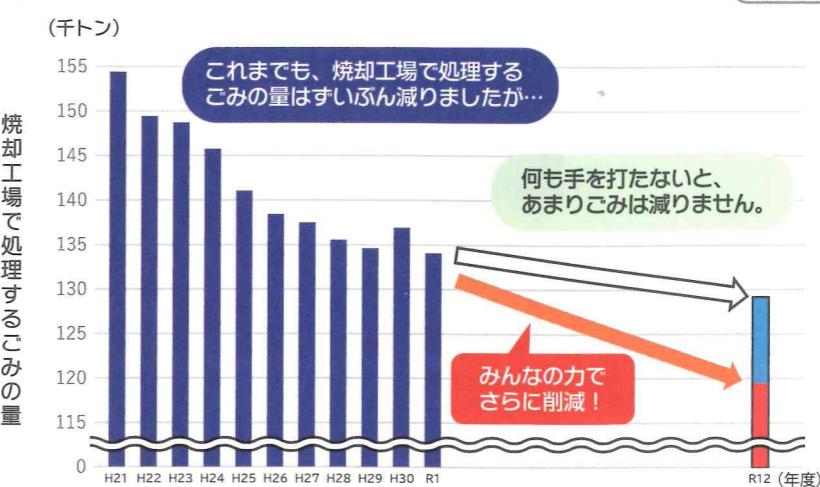
リデュース リユース 詳しくは7ページ

紙資源のリサイクルの徹底

ふせんや、お菓子の箱などの小さな紙もきちんと分別して、紙資源のリサイクルを進める。

リサイクル 詳しくは14・15ページ

どれくらいごみを減らすの？



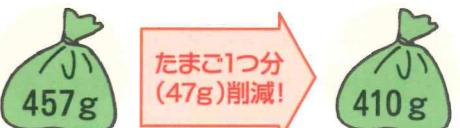
ごみを減らすために、計画をつくりました。
(尼崎市一般廃棄物処理基本計画)
詳しくは市ホームページをご覧ください。



家庭でのごみ減量目標

毎日の「燃やすごみ」量を**10%削減!**
令和3年度からの10年間で一人一人が毎日
出す「燃やすごみ」量を、令和元年度比で**10%**
(1人1日あたり47g:たまご1つ分)削減します。

令和元年度実績値 令和12年度目標値



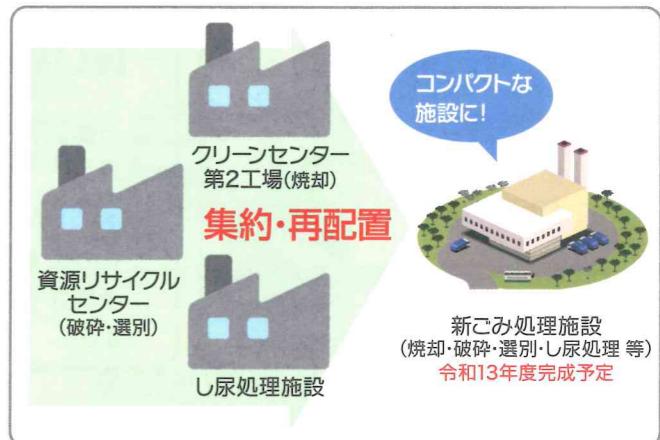
ごみ処理施設の更新について

老朽化が進んでいる現在のごみ処理施設を更新し、令和13年度から新しいごみ処理施設での処理をスタートできるよう、現在準備を進めています。

ごみ処理施設の建設にかかる費用は、施設の規模(1日に処理できるごみの量)が大きくなるほど高くなってしまいます。

→ そこで！

ごみを減らしてコンパクトな施設をつくります。



ごみが減らないとどうなるの？

ごみが減らなければ、令和13年度完成予定の新しいごみ処理施設ではごみ処理が追い付かず、余分なコストが発生してしまいます。

そこで、令和8年度にごみの減量状況などを評価して目標の達成が困難と思われるときは、「家庭系ごみの有料化」の導入を進めます。

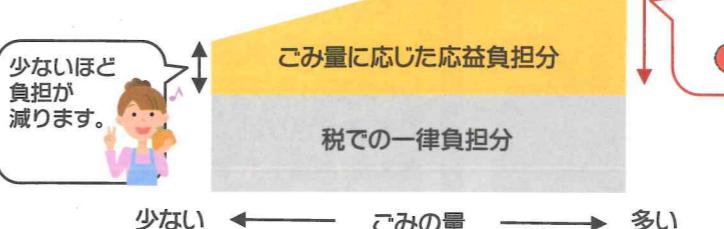


「家庭系ごみの有料化」とは？

今使われているごみの指定袋の価格に、これまで含まれていなかったごみ処理手数料を上乗せすることにより、ごみを出す量に応じた処理コストの負担をお願いする制度です。

ごみ減量や分別の取組に応じて、負担を軽減することができます。

もし有料化になると…



応益負担分のごみ処理コスト

⇒ 指定袋の価格に上乗せ
(指定袋の値段が今よりも高くなります。)





「もったいない！あまがさき」

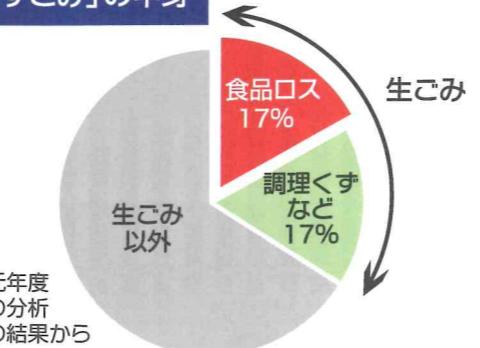
食品ロスを減らしましよう

リデュース

食品ロスとは？

食べ残しや期限切れなどにより、まだ食べられたのに捨ててしまっている食品のことです。食べ物を捨てることは家計にも環境にも悪い影響があり、「もったいない！」市の「燃やすごみ」では、約17%が食品ロスです。重さになると、1年間に1世帯当たり約60kgも発生していることとなります。

「燃やすごみ」の中身



食品ロスを減らす取組の例

おうちでは…

- ごはんは必要な分だけ作り、食べ残しをなくす。
- 定期的に冷蔵庫の整理をする。



買い物のときは…

- 必要な分だけ買う。
- 買ってすぐ食べるものは、商品棚の手前から購入する。



外食するときは…

- 食べきれる量を注文する。
- 食べきれないとときは料理を持ち帰る。



食品ロスを記録してみませんか？

家庭から出る食品ロスを日記形式で記録する「食品ロスダイアリー」に取り組むと、食品ロスが見える化でき、削減に向けた行動につながりやすくなります。

市民モニター調査では、記録することで買いすぎや作りすぎといった食べ物の「むだ」に気づき、意識的な冷蔵庫整理に取り組むなどの効果がみられました。

ダイアリーに記録して、普段の生活を見直してみませんか？食品ロス削減につながるヒントが見つかるかもしれません。

フードドライブにご協力を

家庭で余っている食品を持ち寄り、食べ物を必要としている団体等に寄付する活動ことで、食品ロス対策の一環としても関心が高まっています。市内の回収場所など、詳しくは市ホームページをご覧ください。



次の1~6の全てを満たすもの

- 未開封のもの
- 賞味期限まで1ヶ月以上あるもの
- 常温保存のもの(冷蔵・冷凍食品以外)
- 製造者又は販売者が表示されているもの
- 成分又はアレルギー表示のあるもの
- アルコール類(みりん・料理酒は除く)や手作りの品以外のもの



お持ちいただきたい食品の例

- お米、素麺やパスタなどの乾麺、缶詰、レトルト食品、インスタント食品、のり、お茶漬け、ふりかけ、粉ミルク、離乳食、お菓子、調味料など



プラスチックを上手に使おう

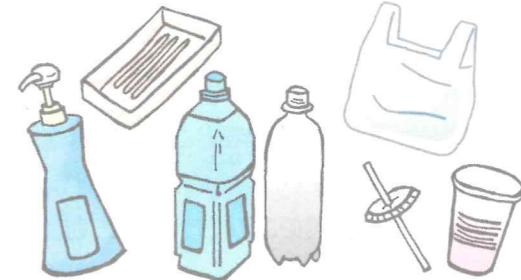
リデュース

リユース

プラスチックはなにが問題？

プラスチックは、軽くて丈夫、加工がしやすいなどの利点が多く、わたしたちの身の回りで幅広く利用されています。

一方で、海洋汚染、地球温暖化の進行や資源の枯渇の原因になるなど、様々な問題が明らかとなっており、プラスチック削減が世界的な課題となっています。



海洋プラスチックごみ問題

海に捨てられたごみや、陸域でポイ捨てされたごみが、風や雨で流されて海へと流れ出ることで、海洋汚染の原因となり、生態系に悪影響を与える可能性があります。



地球温暖化への影響

プラスチックを作るときや、ごみとして出されたプラスチックを燃やすときに地球温暖化の原因となる二酸化炭素を排出しています。



資源の枯渇

プラスチックのほとんどは、石油が原料です。
むだなプラスチックを使うと、限りある資源の枯渇につながります。

こんなにある！

身の回りの使い捨てプラスチックの例

- レジ袋、商品を小分けするポリ袋
- 商品を包んでいるビニール製の包装
- コンビニなどでもらうスプーンやフォーク
- テイクアウト用の飲料カップやストロー
- シャンプーや洗剤などの容器
- ホテルのアメニティの歯ブラシやカミソリ
- カップ麺、弁当やプリンなどの容器など

プラスチックごみを減らす取組の例

マイバッグやマイボトルを持ち歩く。



マイスプーンやマイフォークを持っておく。



シャンプーや洗剤は詰め替え商品を選ぶ。



食品の保存にはくりかえし使える容器を使う。



無料で使える給水スポット、拡大中！

市内の公共施設などに誰でも自由に使える給水スポットを設置しています。お出かけするときは、マイボトルを活用しましょう！

設置場所については市ホームページをご覧ください。



結局ごみになる
「もったいない」
使い捨てプラスチック
は使わない！



災害が発生したときは

大規模な自然災害が発生すると、自宅の片付けや損壊家屋の解体等に伴い大量の災害廃棄物が生じます。災害廃棄物の処理が滞ると、復旧・復興の大きな妨げになります。

尼崎市では、自然災害により発生する災害廃棄物の処理を適正かつ円滑・迅速に実施し、速やかな復旧・復興を進めることを目的に「尼崎市災害廃棄物処理計画」を策定しました。

「尼崎市災害廃棄物処理計画」については市ホームページをご覧ください。



災害廃棄物とは

災害時には、普段のごみだけでなく、避難所からでるごみや片付けごみなどの災害廃棄物も発生します。

【災害時に発生する廃棄物】

区分	内 容
災害廃棄物等	生活ごみ 家庭から排出される通常の生活ごみ
	避難所ごみ 避難所から排出されるごみ
	し尿 避難所等における仮設トイレ等からのくみ取りし尿等
	災害廃棄物 市民が自宅内にある被災したものを片付ける際に排出される廃棄物（片付けごみ） 損壊家屋等の撤去に伴い排出される廃棄物（家屋撤去ごみ） 損壊・流出等によりがれき状態になった建物や津波堆積物等の撤去が必要な廃棄物等

災害時のごみの出し方

発災後すぐに発生する片付けごみや道路障害物などは通常の処理体制では処理しきれないため、災害廃棄物を持ち込むことができる場所を指定する場合があります。速やかな復旧・復興を進めるため、災害時のごみについても、必ず分別をお願いします。

自宅

生活ごみ
生ごみなど日常的に出るごみ

収集が再開してから、普段ごみを出しているところに出してください。
急いで捨てる必要のないごみは、できる限り自宅で保管してください。

災害廃棄物
被災した家具などの片付けごみやがれきなど
市が設置する、仮置きや集積を行うための「市民集積所」や「一次仮置場」に、分別して持ち込んでください。

ごみは決められた場所に出しましょう

決められた場所以外にごみを捨てると、ごみがごみを呼び、大量のごみ置き場となってしまいます。そうなると収集されるまでに長い時間がかかり、害虫や悪臭などの衛生上の問題が発生したり、ごみが発火するなど大変危険です。
また、片付けごみを家の前や道路わきに出してしまうと、緊急車両やごみ収集車の通行の妨げとなる可能性があります。

避難所

避難所ごとのルールに従って分別して出してください。

災害時のごみ収集に関するお願い

- 発災後、3日以内に収集再開することを目指しています。
- 収集する品目や収集曜日については随時お知らせします。
- 腐りやすい「燃やすごみ」を優先して収集する必要があるため、資源ごみの収集は一時的に中止する可能性があります。その場合、資源ごみは収集再開まで家の中で保管をお願いします。
- 災害時には、普段と異なる車両（普通のトラックなど）でごみを収集する可能性もあるため、メロディでのお知らせを行わないことがあります。
- 災害時には、クリーンセンター（ごみ焼却場）も被災する可能性もあり、また、クリーンセンターへ車両等が集中すると、復旧作業などに支障が生じる恐れがあるため、自己搬入受付は一時的に中止する予定です。

平時からの備えが大切です

- 家にある不要なものは処分しておきましょう。災害廃棄物を少なくするだけではなく、避難経路の確保にも役立ちます。
- 家具は固定するなど転倒しないようにしておくことで、破損を防ぐことができ、ケガの防止にもつながります。

路上喫煙のマナーについて

受動喫煙とポイ捨てのないまちへ

平成30年に「尼崎市たばこ対策推進条例」で、市内全域での歩きたばこ・吸い殻のポイ捨て禁止及び受動喫煙の防止について定めました。
喫煙の際は、周りの人に望まない受動喫煙をさせないよう配慮しましょう。

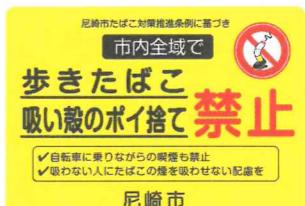
お問合せ先
健康支援推進担当
☎ 06-6435-8967
FAX 06-6435-8968



歩きたばこ抑制啓発キャラクター
みちばたスワンくん

啓発プレートを掲示しませんか？

市条例の啓発プレートを配布しています。
歩きたばこや吸い殻のポイ捨てが多く困っている方、ぜひ自宅の前などへの掲示にご協力ください。
健康支援推進担当及び各地域課でも配布を行っています。詳しくは市ホームページをご覧いただけます。左記お問合せ先まで、ご連絡ください。



ごみ減量・リサイクルの推進のために

さわやか推進員を募集しています！

地域や環境のために、ごみに関する活動に取り組む「さわやか推進員」に登録しませんか？
「できる人」が・「できる時」に・「できること」を、というテーマのもと、ごみ減量・リサイクルの取組の輪の拡大を目指しています。

推進員へは活動に必要な消耗品（ごみ袋など）を支給します。詳しくは資源循環課（☎ 06-6409-1341）又は市ホームページをご覧ください。



資源集団回収運動を始めませんか？

家庭から出る紙類や缶類などを自主的に回収して、リサイクル業者に引き渡す運動を行っている市民団体などに、回収量に応じて奨励金を交付しています。

対象品目

紙類、布類、缶類

奨励金額

回収量 1キログラムあたり3円

詳しくは資源循環課（☎ 06-6409-1341）又は市ホームページをご覧ください。



尼崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例について

分別排出・適正処理の徹底によるごみ減量について

市の焼却施設に運ばれたごみの中には、きちんと分別すれば資源化できる紙類やびん・缶・ペットボトルが多く含まれています。ごみ減量・リサイクルの推進のため、令和5年(2023年)4月1日から、分別・排出方法のルールを明確化し、不適正排出・不適正搬入に対する指導等の根拠を条例で定めます。

●家庭ごみの排出ルール

市が定める分別・排出方法に従う義務を規定します。

ごみ出しのルールが守られていないときは、ごみ出し状況などを確認して指導を行います。

指導に従わず、違反を繰り返す場合は、2,000円以下の過料が科される場合があります。

●どんなことが指導対象になるの?

- ・「燃やすごみ」や「びん・缶・ペットボトル」を指定袋に入れずにに出している。
- ・「びん・缶・ペットボトル」の袋の中にスプレー缶が入っているなど、正しく分別されていない。
- ・「大型ごみ」に該当するものを「燃やすごみ」や「金属製小型ごみ」に出している。など

上記は指導対象の一例です。これ以外でも、市が定めるルールが守られていない場合は指導対象となります。

●排出ルール違反のごみを出してしまったらどうなるの?

ルールを守らず出されたごみは収集せず、啓発シールをはって取り残すことがあります。

啓発シールがはってある場合は、ごみの中身や分別・排出方法を確認して、正しく出しなおしてください。

なお、啓発シールがはられたまま放置している場合は、市で確認し、個別に指導を行います。

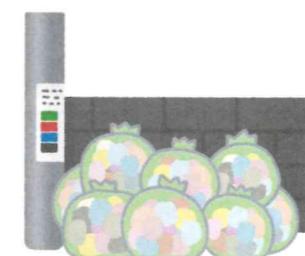
ごみ減量・リサイクルの推進に向けて、少しずつ取締りを強化していく予定です。

厳しく取り締まるルールについては、市報やホームページにて随時お知らせしますので、正しいごみの分別にご理解とご協力をお願いします。

共同住宅のごみ出しについて

共同住宅のごみ置き場(ごみ集積施設)には、多くの人のごみが出されるため、ごみ置き場を適正に管理していただくことや、マナーを守って正しくごみを出すことが大切です。

カラス被害によるごみの散乱や害虫・ねずみの発生、悪臭など生活環境の悪化につながらないよう、ごみ出しマナーに気をつけましょう。



資源物の持ち去りについて

市が回収する前に、ごみとして出された空き缶や古紙などの資源物が持ち去られるケースが発生しており、騒音やごみの散乱などによる生活環境の悪化や、分別したごみの資源化に影響を及ぼしています。そのため、令和5年4月1日から、条例により持ち去り行為を禁止します。

●禁止する内容

市及び市が認めたもの以外が定期収集のために出された紙類、缶等を収集することを禁止します。

資源集団回収運動で集めた資源物からの持ち去り行為も禁止します。

違反した場合は指導します。指導に従わない場合は、20万円以下の罰金が科されることがあります。

●持ち去り行為者を見かけたときは

トラブル防止のため、その場で問い合わせたり、無理な制止などは行わずに、資源循環課(☎06-6409-1341)までご連絡ください。市でパトロールし、持ち去り行為者に指導・啓発を行います。

家庭ごみの出し方のきまり

家庭ごみの出し方の基本

- 分別区分ごとに、決められた収集曜日に出してください。

燃やすごみ	毎週2回
びん・缶・ペットボトル	毎週1回
紙類・衣類	毎週1回
金属製小型ごみ・危険なもの	毎月1回



- ごみは指定された収集曜日の当日朝8時までにしてください。



- 尼崎市指定袋を使い、片手で持てる大きさ、重さにまとめて、袋の口をしっかりと結んで出してください。

- ルールを守っていないごみは、収集しません。

指定の収集日以外に出している場合や、分け方・出し方がまちがっている場合は収集しません。

- 引越しや大そうじなどで、一度に多量のごみを出す場合は、臨時ごみ(有料ごみ。詳しくは19ページ)をご利用ください。定期収集では収集しません。

- お店や事務所、事業所、請負などの事業活動に伴って生じるごみは、市では収集しません。
事業者が自らの責任で適正に処理してください。

尼崎市指定袋について

市では、ごみ出しに使用できる袋を指定しています。

「燃やすごみ」、「びん・缶・ペットボトル」、「衣類」、「金属製小型ごみのうち危険なもの」は、必ず緑色の「尼崎市指定袋」に入れて出してください。

これらのごみは、指定袋を使っていない場合は収集しません。



●大きさ

大袋(45リットル)、中袋(30リットル)、小袋(10リットル)の3種類

●販売店

スーパー、コンビニエンスストア、ホームセンター及び薬局等の小売店で販売しています。

●販売価格

市では指定袋の販売価格を定めていません。
本市の指定袋制度は、指定袋の価格にごみ処理経費などを上乗せする「有料化」とは異なり、市の承認を受けた事業者が市の定める規格を満たした指定袋を製造し、市販の袋と同様に販売しています。

大型ごみになる大きさは、排出物の原形で判断します

排出物の原形が最大の辺又は直径が50cmを超えるもの、または、大型ごみ種類別料金表(18ページ)に記載があるものは、「大型ごみ(有料ごみ。詳しくは18~19ページ)」になります。

たんすやふとんなど「大型ごみ」に該当するものは、分解して小さくしても「燃やすごみ」など定期収集では収集しません。

元の状態で大きさが50cmを超えるものなどは、必ず「大型ごみ」として収集の申込みをしてください。
※「大型ごみ」に該当するものが定期収集に出されている場合は、啓発シールをはり、収集しません。



燃やすごみ

定期収集《毎週2回》

出し方



尼崎市指定袋に入れて、収集当日の朝8時までに出してください。

※人目にふれられたくないものは最小限のポリ袋などに包んでも構いませんが、必ず指定袋に入れて出してください。

注意

生ごみ以外のごみは、一度に多量に排出せず、少しづつ分けて排出してください。(目安は指定袋大2袋まで)

プラスチック類



●大きさ50cm以内の製品(かごや収納ケースなど)は「燃やすごみ」に出せます。

○出せるもの

生ごみ

- “あとひとしほりの水切り”にご協力ください。
- 焼き鳥の串など先のとがったものは先を折るか、お菓子の空袋などにくるんでください。(金属製の串は「金属製小型ごみ(危険なもの)」へ)
- 天ぷら油などの廃食用油は、布などにしみこませるか、固形にしてから出してください。



資源化できない紙くず・繊維くず

※「紙類・衣類」の日に出せないものに限ります。

- 紙おむつなどは、ついた汚物をトイレに流してから出してください。
- ビーズクッショնは、収集時に中身が飛び散る恐れがあるので見落しを防ぐため、ほかのごみとは袋を分けてください。



革類・ゴム類・せともの類



その他

20cm未満の金属を含むもの
(飲料・食品缶を除く)は「燃やすごみ」



×出せないもの

大きさが50cmを超えるプラスチック製品など

「大型ごみ」になります。[詳しくは19ページ](#)

ガスが残ったライター

火災事故につながる恐れがあるため、ガスを使い切るか、風通しの良い戸外で、操作レバーを粘着テープなどで押さえ、十分にガスを抜いてから「燃やすごみ」へ。

多量に出す場合は、家庭ごみ案内センター(☎06-6374-9999)にご相談ください。

小型充電式電池 (電子たばこ、モバイルバッテリーなど)

火災事故につながる恐れがあるため、定期収集では収集できません。[詳しくは16ページ](#)

店頭回収しているもの

食品トレイ

スーパーなどの回収ボックスに出てください。
トレイなどにリサイクルされます。

カラス被害にご注意を!

カラスなどによるごみの散乱被害を未然に防ぐには、市民の皆様一人一人のご協力が必要です。ごみの散乱をなくし、まちの美化のためにも、ごみの出し方を工夫しましょう。



●カラスの「エサ」になる“生ごみ”を減らす工夫をする。

●ごみを出す曜日・時間を守る。

●防鳥ネットを使用する。

ごみ袋がネットからはみ出さないようにしましょう。

●ごみ箱などに入る。

収集漏れを防ぐため、必ず事前に業務課(家庭ごみ案内センター ☎06-6374-9999)にご相談ください。

効果的な防鳥ネットのかけ方

おもりを使い、すきまを作らないようにかける。



びん・缶・ペットボトル

定期収集《毎週1回》

出し方



3種類をまとめて一つの尼崎市指定袋に入れて、収集当日の朝8時までに出してください。

注意

はずせるラベルやキャップは取り外し「燃やすごみ」へ出してください。



×出せないもの

ガラス(びん以外)、電球、なべ、フライパン、ステンレスボトル、スプレー缶・カセットボンベ
「金属製小型ごみ・危険なもの」へ出してください。



[詳しくは16・17ページ](#)

○出せるもの

いずれも飲料用・食品用など、中身を口にできるものが対象です。

びん

一升びんなど販売店が引き取るリターナブルびんは販売店へ返却してください。



缶

大きさの目安は、粉ミルクの缶程度まで。
おかげの缶など最大の辺が20cm以上の缶は「金属製小型ごみ」へ出してください。



ペットボトル

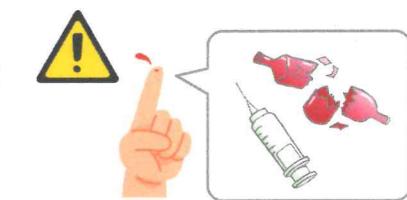
左のマークのボトルが対象です。
このマーク以外のプラスチックボトルは「燃やすごみ」へ出してください。



「びん・缶・ペットボトル」を出すときの注意・お願い

●異物は必ず取り除いてください。

「びん・缶・ペットボトル」は、作業員が手作業で収集や選別をしています。
「びん・缶・ペットボトル」の中に刃物、ガラスの破片、注射針などの異物が入っていると、手で選別作業を行うときに非常に危険です。



絶対に中には何も入れないでください。

●中をすすいでから出してください。

飲料などが残ったまま出されてしまうと、不純物である中身が混ざってしまうため、リサイクルの妨げになります。

●ペットボトルのラベルとキャップは取り外し、「燃やすごみ」へ出してください。

ペットボトル本体とラベルやキャップ(ふた)は異なる素材でできています。材質の異なるものが混ざってしまうと、リサイクルの妨げになります。

ペットボトルの出し方



ラベルとキャップを取り外す。
(外したラベルとキャップは「燃やすごみ」)

中をすぎ、異物は取り除く。
指定袋に inserer。

リサイクルのためには、しっかりと分別することが大切です

市で集めた「びん・缶・ペットボトル」は、資源リサイクルセンターで種類ごとに選別し、リサイクル業者に引き渡しています。

このとき、ペットボトルの分別ができると、資源物として買い取ってもらえますが、逆に分別ができないと、リサイクルするのに余計にお金がかかってしまいます。

近年、市で集めたペットボトルの品質が悪くなり、売却に支障が出ています。より効率的に品質の高いリサイクルを行うためにも、ご理解とご協力をお願いします。

きちんと分別されたペットボトル



資源物として売却
(市の歳入になります。)

分別が不十分なペットボトル



例えば…
・中身が残っている
・ラベルやキャップ
がついている
など

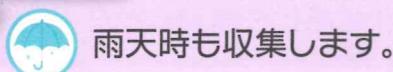
リサイクルするのに
余計にお金がかかります。

紙類・衣類

定期収集《毎週1回》

地域で実施している資源集団回収運動を優先的にご利用ください!

紙類



出し方

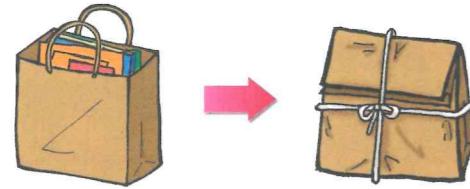
指定袋以外

「新聞」、「ダンボール」、「その他紙類」の3つに分別し、種類ごとに十字にしばって、収集当日の朝8時までに出してください。

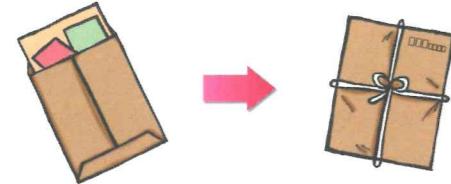
「その他紙類」の出し方

小さな紙でも資源として収集します。「燃やすごみ」に入れず、必ず紙資源として出してください。

●紙袋に入れてひもでしばる。



●小さな紙は雑誌にはさんでしばるか、封筒などにひとまとめにしてしばる。



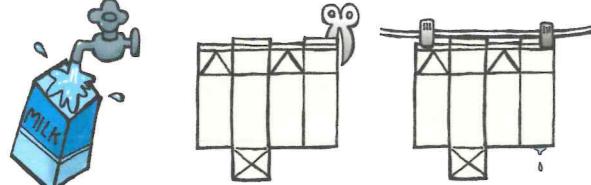
回収ボックスなどがあるもの

紙パック

牛乳やジュースなどの紙パック(左のマークの表示があるもの)は、公共施設やスーパーなどの回収ボックス、地域の資源集団回収運動に出してください。

<出すとき>

中を洗う → 開く → 乾かす



○出せるもの

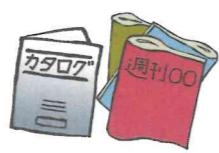
新聞(折込ちらしを含む)



ダンボール



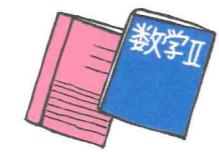
その他紙類



●雑誌・パンフレット

●紙箱・ティッシュの箱
※ビニール部分は取り除く。

●紙類



●教科書・ノート
半紙・画用紙

●コピー用紙・
メモ用紙

●衣類などの
紙製のタグ



●封筒・はがき・
ダイレクトメール
※ビニール部分は取り除く。

●シユレッダーされた紙
(再生できる紙に限る。)

×出せないもの

リサイクルできない紙資源など

以下のものは、「燃やすごみ」へ出してください。

- 合成紙や複合紙(プラスチック加工されたもの)
- カーボン紙(複写伝票など)
- 感熱紙(レシートなど)
- 昇華転写紙(アイロンプリント紙など)
- 雑誌についているCDやDVD
(雑誌本体は「紙類・衣類」へ)
- 食品の汚れや臭いが付着した紙
(せっけんや洗剤の包装紙や紙箱など)
- 防水加工された紙(紙製の食品容器など)
- 圧着はがき
- 油紙、写真、金銀など箔押しされた紙

衣類

雨天時は
収集しません。

出し方



尼崎市指定袋に入れ
て収集当日の朝8時ま
でに出してください。

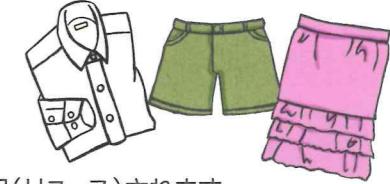
ぬいぐるみ、
タオル、
布ぎれ、
毛布など



破れたもの、
汚れたもの



衣類※着られる状態のもの



集めた衣類は海外で再使用(リユース)されます。
ぬれると再使用できないので雨天時は出さないで、次回以降に
出してください。また、ぬれたままのものも出さないでください。

×出せないもの

ふとん、じゅうたん
「大型ごみ」へ出してください。



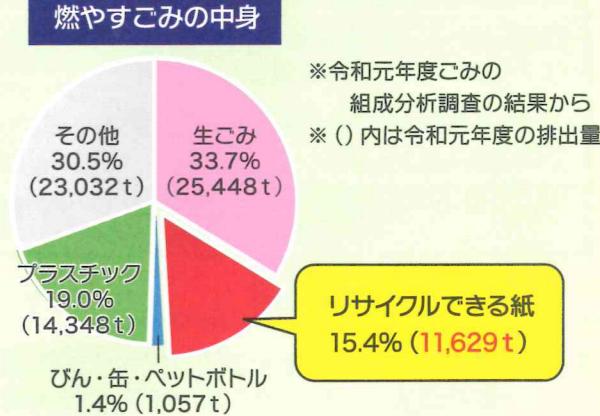
詳しくは18~19ページ

「もったいない！あまがさき」

紙資源の分別を徹底しよう！

リサイクル

燃やすごみの中身

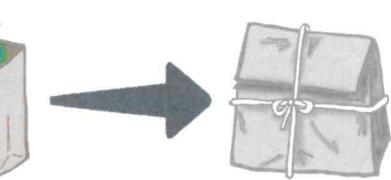
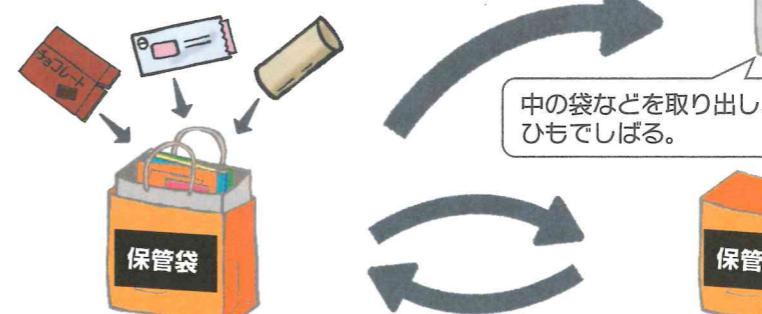


燃やすごみの中には、リサイクルできる紙が15.4%含まれています。重さにすると、1年間に1世帯当たり約53kg!

お菓子の箱やメモ用紙、トイレットペーパーの芯なども、きちんと分ければ資源としてリサイクルできるだけでなく、燃やすごみの減量にもなります。

雑がみ保管袋などを活用し、紙資源のリサイクルにご協力をお願いします。

雑がみ保管袋の使い方



「資源集団回収運動」または
「紙類・衣類」の日に出す。



雑がみ保管袋は
くり返し使う。

いっぱいにならたら、中の紙袋などをひもでしばり、
地域の「資源集団回収運動」または「紙類・衣類」の日に出す。
(保管袋に直接入れた場合は中身を別の紙袋等に移しかえてください。)

金属製小型ごみ

定期収集《毎月1回》

出し方



袋に入れないで「小型ごみ」と書いたメモをはって、収集当日の朝8時までに出してください。
※はり紙がない場合は、収集しません。

金属製品などは、大きさによってごみの種類が変わります。

20cm未満	20~50cm	50cmより大きいもの
燃やすごみ (飲料缶・食料缶はびん・缶・ペットボトル)	金属製 小型ごみ※	大型ごみ 詳しくは 18~19ページ

※大型ごみ種類別料金表(18ページ)に記載の品目は大型ごみ

○出せるもの

大きさが20cmから50cmのもので、主に金属を回収しやすいものが対象です。

【品目の例】

家電製品類



金属製家庭用品類

ガスコンロ(1口のもの)、カセットコンロ、魚焼き器、なべ、フライパン、やかんなど

缶類

ツツキ缶、おかきの缶など

その他

かさ(※ビーチパラソルは「大型ごみ」)、ブロック・レンガ(※1回3個まで)など

×出せないもの

家電リサイクル法対象品目 (エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機など)

リサイクルシステムがあるため、市では収集しません。

詳しくは22ページ

パソコン

リサイクルシステムがあるため、市では収集しません。

詳しくは23ページ

小型充電式電池 (電子たばこ、モバイルバッテリーなど)

火災事故につながる恐れがあるため、定期収集には出せません。必ず製品本体から電池を取り外し、下記を参考に処分してください。

小型充電式電池・ボタン電池など

電池は種類ごとに処分方法が異なります。処分方法については下図を参照いただくか、「一般社団法人JBRC」または「一般社団法人電池工業会」のホームページを参照ください。

乾電池

(使われているもの)
ラジカセ、懐中電灯、
リモコン類など

→「燃やすごみ」へ

詳しくは12ページ

小型充電式電池

- リチウムイオン電池
- ニッケル水素電池
- ニカド電池



ニカド電池

ニッケル水素電池

リチウムイオン電池

(使われているもの)

デジタルカメラ、ビデオカメラ、電子たばこ、
モバイルバッテリー、携帯扇風機、コードレス掃除機など

→電器店などの回収箱か販売店へ

(リサイクル協力店については市ホームページをご覧ください。)

定期収集には
出せません!

ボタン電池

(使われているもの)
腕時計、補聴器、
防犯ブザーなど

→電器店などの回収箱へ

リサイクルに出せないものの処分について

例) リサイクルマークがないもの、バッテリーが膨張しているもの、製品本体から電池が取り外せないものなど

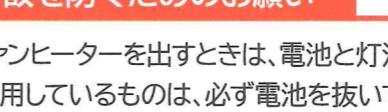
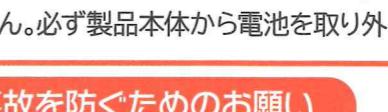
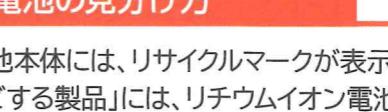
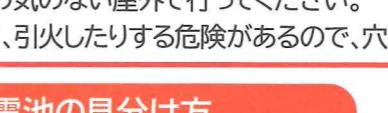
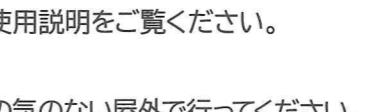
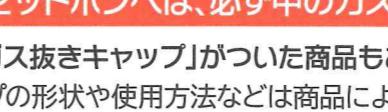
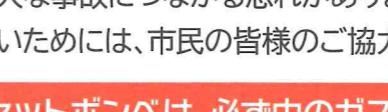
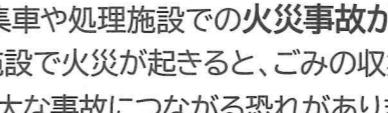
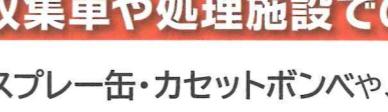
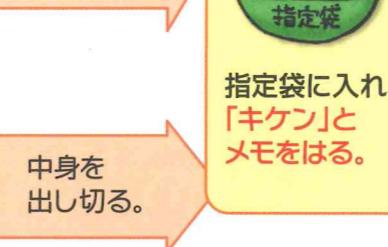
火災事故の危険があるため、定期収集には出せません。
処分するときは、家庭ごみ案内センターにご相談ください。

危険なもの

出し方



「金属製小型ごみ」の日に尼崎市指定袋に入れて、「キケン」または「スプレー缶」と書いたメモをはって出してください。



○出せるもの

刃物類

包丁、ハサミ、金串、カミソリ、工具類など

ガラス類

割れたびん、化粧品のびん、蛍光管、電球など

塗料缶・オイル缶

スプレー缶・カセットボンベ



ほかのごみと
袋を分ける。

指定袋に入れ、「スプレー缶」とメモをはる。

ふつても音が出ない程度まで中身を出し切ってください。どうしても出し切れないときは、家庭ごみ案内センター(☎06-6374-9999)にご相談ください。

缶・ボンベだけを指定袋に入れてください。

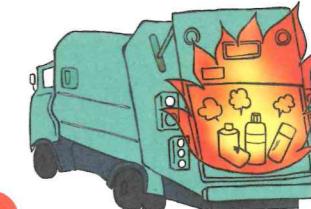
刃物類やガラス類などのほかのごみと一緒に入っている場合は、収集しません。

ごみ収集車や処理施設での火災事故が多発しています

中身の残ったスプレー缶・カセットボンベや、リチウムイオン電池などの小型充電式電池が原因とみられる、ごみ収集車や処理施設での火災事故が増加しています。

収集車や処理施設で火災が起ると、ごみの収集に影響がでたり、人命にかかる重大な事故につながる恐れがあります。

事故を起こさないためには、市民の皆様のご協力が必要です。



スプレー缶・カセットボンベは、必ず中のガスを出し切ってください。

中のガスを抜く「ガス抜きキャップ」がついた商品もあります。

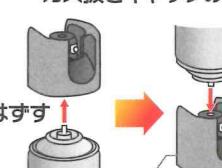
ガス抜きキャップの形状や使用方法などは商品によって異なるので、必ず、商品に記載された使用説明をご覧ください。

ガスを抜くときは

風通しが良く、火の気のない屋外で行ってください。

中身が飛散したり、引火したりする危険があるので、穴は開けないでください。

ガス抜きキャップの例



缶をキャップに押しこむ

はずす

QRコード

出典:一般社団法人日本エアゾール協会

リチウムイオン電池の見分け方

リチウムイオン電池本体には、リサイクルマークが表示されています。また、「充電できる製品」や、「電源につながなくて動く・光るなどする製品」には、リチウムイオン電池が使われている可能性があります。リチウムイオン電池は定期収集には出せません。必ず製品本体から電池を取り外して処分してください。

詳しくは16ページ

その他 火災事故を防ぐためのお願い

- 石油ストーブやファンヒーターを出すときは、電池と灯油を必ず抜いてください。
- そのほか電池を使用しているものは、必ず電池を抜いてください。
- カセットコンロ等を出すときは、必ずカセットボンベを抜いてください。



大型ごみ種類別料金表

※大型ごみの対象となるかどうかは、排出物の原形で判断します。
※50cm以下でもこの表に掲載されている品目は、大型ごみ(有料)になります。
※この表に掲載されている品目と形状が類似しているものは、当該品目の単価が適用されます。
※大型ごみの対象となるかどうかの判断に迷う時は、家庭ごみ案内センター(☎06-6374-9999)
にお問合せください。

1 家庭電気製品		
	品目	単価
1	電子レンジ	600
2	食器乾燥機、食器洗浄機	300
3	ズボンプレッサー	300
4	掃除機	300

2 冷暖房機		
	品目	単価
5	冷風機	600
6	こたつ	300
7	ストーブ	300
8	扇風機(ミニ扇風機は除く)	300

3 音響機器・楽器類		
	品目	単価
9	オルガン、電子ピアノ	1500
10	オーディオ・コンポ(セット) カラオケセット	900

4 寝具類		
	品目	単価
11	ベッド(セミダブルサイズ 又は二段以上のもの)	1200
12	ベッド(シングルサイズのもの)	900
13	ベッドマットレス(セミ ダブルサイズ以上のもの)	900
14	ベッドマットレス(シングル サイズのもの)	600
15	ベビーベッド	600
16	簡易ベッド	300
17	敷ぶとん用マットレス	300
18	ふとん	300

5 家具・敷物類		
	品目	単価
19	和だんす、洋服だんす	1800
20	サイドボード	1200
21	ソファー(2人掛け以上のもの)	1200
22	げた箱	900
23	食器棚	900
24	整理だんす	900
25	本棚	900
26	鏡台、姿見	600
27	ソファー(1人掛け)	600
28	机	600
29	テーブル	600
30	アコーディオンカーテン	300
31	衣装ケース、柳こうり	300
32	いす、座いす、チャイルドシート	300
33	キヤビネット	300
34	じゅうたん	300
35	つい立て、よしす	300
36	テレビ台、電話台	300
37	電気カーペット	300
38	ラック(収納棚)、収納ボックス	300
39	ワゴン	300

6 台所用品		
	品目	単価
40	ガスコンロ(2口以上のもの)	300
41	米びつ	300

7 乗り物類		
	品目	単価
42	自転車	600
43	三輪車、一輪車	300
44	ベビーカー、ショッピングカート	300

ごみ処理券・臨時ごみ処理券

※必要な枚数は、事前によくご検討ください。
※不要となったごみ処理券の還付手続きには、日数がかかります。

●ごみ処理券(見本)



※臨時ごみ処理券
はごみにはらずに
収集の職員に手
渡してください。

ごみ処理券販売所

●ごみ処理券取扱店シール



店頭に取扱店シールをはっている、コンビ
ニエンスストアや尼崎薬業協同組合、尼崎
商店連盟加盟店の取扱店で販売しています。
詳しくは市ホームページをご覧ください。

大型ごみ・臨時ごみの取扱い 《申込制》

大型ごみ

対象

- 排出物の原形の最大の辺又は径が50cmを超えるもの(11ページもあわせてご覧ください。)
- 「大型ごみ種類別料金表」に記載があるもの

料金

- 各品目に応じて、1点あたり、300円~1,800円
- 各品目の料金については、「大型ごみ種類別料金表」をご覧ください。

臨時ごみ

対象

- 引越しなどで家庭から一度に多量に出るごみ
- ※ごみの量や内容を確認するため、必ず収集時に立会いが必要

料金

- 一边が1.8mの立方体相当分の量につき
5,400円
- ※上記の量を超えるごとに同額の料金が必要

申込み・出し方など

家庭ごみ案内センターまたは
インターネット受付で申し込む。

※土・日曜日は収集しません。

※予約状況によっては希望に添えない場合があるため、お早めにお申込みください。

家庭ごみ案内センター ☎06-6374-9999

受付時間

【月～金曜日】午前8時～午後4時45分
【土曜日・祝日】午前9時～午後4時45分
※年末年始を除く



尼崎市 大型ごみ・臨時ごみインターネット受付

-  ●受付後、申込内容を確認し、順次メールをお送りします。
●排出場所の確認など、ご連絡させていただく場合があります。

収集日までにごみ処理券を購入する。

※「大型ごみ」の場合は、ごみ処理券に受付番号を記入し、1点ずつ目立つところにはり付けてください。
※「臨時ごみ」の場合は、ごみにはらずに、収集員に手渡してください。

予約をした収集日に、指定場所まで出す。

※屋内や敷地内からの運び出しあいません。

【ご注意ください】

臨時ごみの収集は必ず立会いが必要です。

注意事項・お願いなど

●市内のお店や事務所、事業所、請負などの事業活動に伴って生じるごみは、市では収集しません。
事業者が自らの責任で適正に処理してください。

●収集時間の指定はできません。

●申込内容、案内された事項は、必ずメモをしておいてください。
後日、問合せをする場合に必要です。

●収集するごみの品目の変更や追加がある場合は、事前に連絡してください。
インターネットで申し込んだ場合は、インターネットから内容の変更・取消しができます。

●「臨時ごみ」に出すときの注意事項

- ・カセットボンベやリチウムイオン電池など
火災や破裂の危険があるので、これらを出すときは必ず申し出てください。
- ・雑誌・書籍などの紙類
臨時ごみではなく、「紙類・衣類」の日に出してください。

【ご協力ください】

火災事故防止のため、臨時ごみはごみの中身を確認しながら収集します。

<例>
900円のごみを1点出
すときは、このシールが
3枚必要です。

<例>
一边が1.8mの立方体相
当分を超えるごみの量があ
る場合は2枚以上処理券が
必要です。

まちがいやすいごみの分別区分表

※市ホームページでは、ご質問の多い品目を中心に、「ごみ分別辞典」として50音順に掲載しています。



	品目	分別区分	注意点など
あ 行	延長コード	金属製 小型ごみ	
	加湿器		50cmを超えるものは「大型ごみ」
か 行	珪藻土製品 (コースター、 バスマットなど)	燃やすごみ	十分に湿らせて、ポリ袋など に入れてから指定袋に入れて ください。50cmを超えるもの (バスマットなど)は「大型ごみ」
	工具類		50cmを超えるものは「大型ごみ」
さ 行	除湿機	金属製 小型ごみ	50cmを超えるものは「大型ごみ」
	座ふとん		燃やすごみ 1回に2枚まで
た 行	扇風機	大型ごみ	はねの直径が30cm未満の ものは「金属製小型ごみ」
	体温計		電子計は「燃やすごみ」。ガラス製は家庭ごみ案内センター (☎06-6374-9999)へ
ま 行	土・砂類 (ペット用含む)	燃やすごみ	1回に指定袋小1袋まで
ら 行			

不法投棄に関すること



不法投棄目撃者の方へ!!

不法投棄は犯罪です

不法投棄をした者は、
「5年以下の懲役、若しくは1,000万円以下の罰金」、又はこれらの併科となることがあります。

私有地内(管理物件を含む)に投棄物がある場合、その所有者・管理者の責任において処理してください。

不法にごみを捨てた人物・車両を見かけたら、その特徴を確認し、「市内の各警察署」に通報してください。

尼崎南警察署 代 ☎06-6487-0110
尼崎北警察署 代 ☎06-6426-0110
尼崎東警察署 代 ☎06-6424-0110

最寄りの
警察生活安全課へ

放置自転車や道路、河川、敷地内などで投棄物を見つけた場合の連絡先など、
不法投棄に関するよくある質問を市ホームページに掲載しています。
※「尼崎市内の市道に不法投棄されている物」については、家庭ごみ案内センター
(☎06-6374-9999)にご連絡ください。

ごみの持込みについて

《申込制》

家庭や事業所など市内から出たごみ(一般廃棄物)を市のクリーンセンターに排出者が直接持ち込む場合

申込み方など	持込み時間
<p>3週間前から前日までに クリーンセンターに電話で申し込む。 ※月曜日の持込みの申込みは 前週の金曜日まで</p> <p>☎ 06-6409-0101 FAX 06-6409-1721</p> <p>受付時間 午前8時30分～午後5時15分 年末年始を除く月～金曜日(祝日含む)</p> <p>※予約状況によってはご希望の日時に予約ができない場合があります。</p>	<p>月曜日から金曜日 (祝日を含む。ただし、年末年始は除く)</p> <p>午前9時から10時と 午後2時から3時 の各1時間</p>
持込み料金	
<p>家庭ごみ : 10kgあたり103円 事業系ごみ : 10kgあたり123円</p> <p>支払方法:持込み時にクリーンセンターにて現金支払い</p>	

注意事項・お願ひなど

- ごみの量、内容などによって持込みできないものもあります。
予約時によく確認してください。22～24ページに記載の市が収集しないものは持込みできません。
- 申込み時に指定された日時や指示された事項を厳守してください。
- ごみの持込みは、家庭ごみべんりちょうに記載されているとおりに分別して持込みください。
- 荷下ろしなどについて
ごみの持込み及び荷下ろしは、ご自身で行っていただきます。
- ごみの確認を行います。
適正な処理を行うため、適宜、搬入されたごみの確認を行います。
搬入できないごみがあった場合は、持ち帰っていただきます。
- 事業系ごみについては28ページをご覧ください。

ごみの持込みについて詳しくは市ホームページをご覧ください。

【家庭ごみ】

【事業系ごみ】

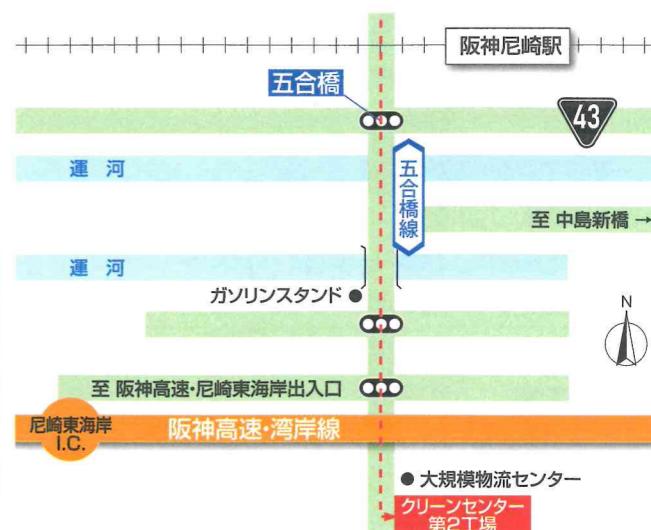


クリーンセンター(第2工場)へのご案内

所在地:尼崎市東海岸町16番地の1

阪神尼崎駅から五合橋線を南に約4km。国道43号と阪神高速湾岸線を越え大規模物流センターの南側

クリーンセンター(第2工場)入口



市が収集しないごみ

家電リサイクル法対象品目

市では収集しません。
クリーンセンターへの持込みもできません。



買い替えるとき

新しい商品を購入する販売店に引取りを依頼してください。
(リサイクル料金+収集運搬料金が必要です。)

家庭で使用していた業務用冷蔵庫等について

家電リサイクル法の対象外です。
廃棄のご相談は、家庭ごみ案内センター(☎06-6374-9999)へ。
なお、お店や事業所で使用していた機器は産業廃棄物となります。

<参考> リサイクル料金(税込)【令和4年4月現在】

メーカーと大きさにより異なります。別途振込手数料が必要な場合もあります。

(目安)	
エアコン	: 990円
冷蔵庫・冷凍庫	
テレビ(ブラウン管・液晶・プラズマ)	171リットル以上: 4,730円
16型以上: 2,970円	170リットル以下: 3,740円
15型以下: 1,870円	洗濯機・衣類乾燥機: 2,530円

一般財団法人家電製品協会 家電リサイクル券センター

☎ 0120-319640 FAX 03-3903-7551

受付時間: 午前9時~午後6時(日・祝休)

買い替えずに廃棄だけするとき

方法 1 その商品を購入した販売店に引取りを依頼してください。
(リサイクル料金+収集運搬料金が必要です。)

方法 2 購入した販売店が不明、廃業の場合、または引越しのため近くにない場合は、尼崎電機商業組合に加盟の販売店(※下記)に引取りを依頼してください。
(リサイクル料金+収集運搬料金が必要です。)

方法 3 自ら指定引取場所に持ち込んでください。
(リサイクル料金+ゆうちょ銀行での振込手数料が必要です。)
指定引取場所の詳細については、「一般財団法人家電製品協会家電リサイクル券センター」にお問合せください。

<参考> 収集運搬料金(税込)【令和4年4月現在】

販売店によって異なりますので、直接販売店にご確認ください。
(尼崎電機商業組合が公表している参考価格)

エアコン: 3,850円
テレビ(ブラウン管・液晶・プラズマ): 16型以上: 3,850円 15型以下: 3,300円
冷蔵庫・冷凍庫: 171リットル以上: 4,400円 170リットル以下: 3,300円
洗濯機・衣類乾燥機: 3,850円

無許可の不用品回収業者を利用しないでください!

スピーカー放送等を行いながら家の周りをトラックで巡回したり、家のポストに「〇〇を引き取ります」などと書いたチラシを投函していたりする不用品回収業者に、家電などの不用品を引き渡さないでください。

市では、上記のような不用品回収業者には一切、許可を出しています。
産業廃棄物処理業や古物商の許可では、ご家庭のごみを回収できません。

無許可の不用品回収業者を利用することでトラブルが発生しています!

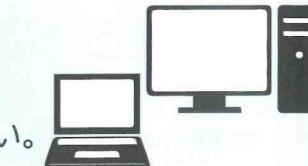
- 不用品を車に積み込んだ後、突然高額な料金を請求された。
- 渡したごみが、不法投棄された。
- 適切に処理されず、有害物質が流出して環境が汚染された。など



不用品回収業者が回収したものは、適正にリサイクルされているか確認できません。

パソコン

市では収集しません。
クリーンセンターへの持込みもできません。



デスクトップパソコン本体、ノートパソコン、ディスプレイは次の方法で処分してください。

宅配便による無料回収

市では、「小型家電リサイクル法」の認定事業者である「リネットジャパンリサイクル株」と協定を締結し、家庭で不要になったパソコンの宅配便による無料回収を行っています。

回収の流れ



リネットジャパンリサイクル株
<https://www.renet.jp/>
☎ 0570-085-800
受付時間: 午前10時~午後5時

リネットジャパン 検索 QRコード

- データはご自身で消去してください。(無料消去ソフトの提供などのサービスもあります。)
- 他の小型家電、プリンターなどの周辺機器も一緒に回収可能です。
- パソコンを含むダンボール1箱分(3辺の合計が140cm以内、重さ20kg以内)の回収料金が無料になります。

メーカー等による回収

お持ちのパソコンのメーカーに直接回収を申し込んでください。
PCリサイクルマークの付いた製品は料金不要です。

メーカーが不明・倒産又は自作のパソコンは有償での回収・リサイクルとなりますので、詳しくはパソコン3R推進協会にお問合せください。



一般社団法人パソコン3R推進協会
<https://www.pc3r.jp/>
☎ 03-5282-7685
FAX 03-3233-6091

受付時間:
午前9時~正午・午後1時~5時
(土、日、祝日、年末年始等を除く)

バイク(原付含む)

市では収集しません。
クリーンセンターへの持込みもできません。

廃棄については、二輪車リサイクルコールセンターもしくは
右のマーク掲示のお店にお問合せください。

二輪車リサイクルコールセンター

☎ 050-3000-0727

受付時間：午前9時30分～午後5時(土、日、祝日、年末年始などを除く)

<https://www.jarc.or.jp/motorcycle/>



在宅医療廃棄物

感染性のもの及び鋭利なものは、市では収集しません。
クリーンセンターへの持込みもできません。

感染性のある医療機器や、鋭利な医療機器は、収集作業員や選別作業員のけがなどの原因になるため、定期収集には出さないでください。それらの交付を受けた医療機関や薬局へ返却してください。

●注射器、注射針、感染性のもの(ペット用含む)の出し方

分類	主な種類	市の取扱い
感染性のもの	医師の判断に基づく感染性のもの	交付を受けた医療機関や薬局へ返却(医師等の持ち帰りを含む。)
鋭利なもの	医師の往診・訪問診療、または在宅医療で使用した次のもの(注射器、ペン型自己注射器の針、注射針、点滴針)	
非鋭利なもの	輸液、透析、栄養剤等のバッグ類	
	吸引透析チューブ、輸血ライン、カテーテル類	
	人工肛門(ストーマ)のバッグ類	
	ガーゼ、脱脂綿、紙おむつ等の紙類・衣類	「燃やすごみ」へ
	針を取り外したペン型自己注射器の筒(カートリッジ) ※使用後に自動的に針が本体の中に戻るものなど、 針部分が取り外せないものは交付を受けた医療機関や薬局に返却してください。	

処理困難物など

市では収集しません。
クリーンセンターへの持込みもできません。

市が適正に処理できないごみ、また、産業廃棄物として法令に規定されているものについては、排出者が自ら適正に処理するか、購入先や専門の処理業者に引き取ってもらってください。

●プロパンガスのボンベ

ボンベに記載の連絡先まで。

無記載の場合は、一般社団法人兵庫県LPガス協会(☎ 078-361-8064)にお問合せください。



●消火器

製造メーカーや購入店にご相談ください。



購入店などがわからない場合は、消防局予防課(☎ 06-6481-3964)へお問合せください。

●農薬



●バッテリーやタイヤなど自動車の部品類

各販売店などにお問合せください。

●産業廃棄物

工業、商業、農業、建設業などすべての事業活動に伴って生じた廃棄物のうち法令で定められた20種類



処理相談窓口:産業廃棄物対策担当(☎ 06-6489-6310)へお問合せください。

みぞのどろの出し方

《申込制》

各地区的収集月(●印が入った月が収集月ですので、事前に申し込んでください。)

	収集地区												4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
中央	西難波町、東難波町、蓬川荘園、神田北通、神田中通、神田南通、北城内、北竹谷町、北大物町、玄番北之町、昭和通、昭和南通、大物町と東大物(小田地区を含む)、竹谷町、建家町、西大物町、西本町、東本町、南城内、宮内町、大高洲町、開明町、築地、中在家町、初島町全域、東海岸町、東高洲町、東向島、松島町全域、御園町、玄番南之町、汐町、寺町、西海岸町、西桜木町、西高洲町、西本町北通、西御園町、西向島町、東桜木町、東浜町、南竹谷町	●					●																	
小田	金楽寺町、長洲中通、長洲西通、長洲本通、西長洲町、扶桑町、今福、梶ヶ島、杭瀬北新町、杭瀬寺島、杭瀬本町、杭瀬南新町、常光寺、長洲東通、久々知、久々知西町、潮江、浜、下坂部(園田地区を含む)、次屋、西川、神崎町、善法寺町、高田町、額田町、弥生ヶ丘町		●				●																	
大庄	扇町、大浜町、末広町、鶴町、道意町、中浜町、平左衛門町、丸島町、元浜町、大庄川田町、琴浦町、水明町、崇徳院、菜切山町、浜田町、蓬川町、大島、大庄中通、大庄西町、武庫川町、稻葉莊、稻葉元町、大庄北、西立花町2丁目14・20～27・33～35番、西立花町3丁目12～14・17～20番、西立花町4・5丁目			●					●															
立花	塚口町、富松町、武庫之荘東(武庫地区を含む)、塚口本町1～7丁目、南武庫之荘1～5丁目(武庫地区を含む)上ノ島町、栗山町、南塚口町(園田地区を含む)、立花町、水堂町(武庫地区を含む)、三反田町、七松町、西立花町1丁目、西立花町2丁目1～13・15～19・28～32番、西立花町3丁目1～11・15・16番、東七松町、南七松町、大西町、尾浜町、名神町(小田地区を含む)	●				●			●															
武庫	武庫之荘、武庫之荘本町(立花地区を含む)、武庫之荘西、常吉、武庫の里、武庫豊町、常松、西昆陽、武庫町、武庫元町、南武庫之荘6～12丁目			●				●			●													
園田	塚口本町8丁目、御園、南清水、上坂部、東塚口町、瓦宮、口田中、小中島、若王寺、猪名寺、食満、田能、椎堂、東園田町、戸ノ内町	●			●			●			●													

申込み・出し方など

家庭ごみ案内センター(☎ 06-6374-9999)に収集の申込みをする。



収集に出す準備をする。

※どろは乾燥させた後、ポリ袋(指定袋以外)などに入れ、「どろ」と書いたメモをはってください。

※袋1つ分のどろは、大人1人が持ち上げられる量(10kg程度)までにしてください。

※どろの中の異物(空き缶や金属製のものなど)は必ず取り除いてください。



収集日の当日朝8時までに、車の通る道路わきに出す。

※定期収集のごみとは離して出してください。

地域清掃ごみの申込みについて

《申込制》

まちの美化運動の一環として、地域の清掃活動等を定期的に行う市民団体や市民グループ等から出たごみを申込制で収集します。

なお、収集できないごみもありますので家庭ごみ案内センター(☎ 06-6374-9999)へお問合せください。

各地区のごみの収集曜日

(指定の日が祝日の場合も通常どおり収集します。)

年末年始の収集日程は、別途、市報あまがさきに掲載します。

*お住まいの町名をよくご確認のうえ表紙の○欄に該当の曜日などを記入ください。

地区	町 名	燃やすごみ	びん・缶・ペットボトル	紙類・衣類	金属製小型ごみ・危険なもの
1	西昆陽、常松、武庫の里、武庫豊町、常吉、武庫元町	毎週 月・木 曜日	毎週金曜日	毎週火曜日	2回目の水曜日
2	武庫町、武庫之荘1・2丁目、武庫之荘西、南武庫之荘6~9丁目				3回目の水曜日
3	武庫之荘6~9丁目		毎週火曜日	毎週金曜日	4回目の水曜日
4	武庫之荘本町、武庫之荘3~5丁目、武庫之荘東	毎週 火・金 曜日	毎週月曜日	毎週水曜日	3回目の木曜日
5	南武庫之荘1~5丁目				4回目の木曜日
6	富松町、塚口町3~6丁目		毎週木曜日	毎週月曜日	2回目の水曜日
7	上ノ島町、栗山町、南塚口町、東塚口町	毎週 水・土 曜日	毎週金曜日	毎週火曜日	2回目の木曜日
8	塚口町1・2丁目、塚口本町、猪名寺3丁目				4回目の金曜日
9	田能3~6丁目、猪名寺1・2丁目、南清水、食満、御園1・2丁目、口田中1丁目、瓦宮1丁目		毎週月曜日	毎週木曜日	3回目の金曜日
10	田能1・2丁目、椎堂、東園田町2~5丁目	毎週 火・木 曜日	毎週火曜日		2回目の金曜日
11	東園田町1・6~9丁目				4回目の木曜日
12	上坂部、御園3丁目、口田中2丁目、瓦宮2丁目、若王寺1・2丁目		毎週木曜日	毎週金曜日	3回目の月曜日
13	久々知1・2丁目、下坂部4丁目、若王寺3丁目、小中島、善法寺町、額田町、戸ノ内町	毎週 金曜日	毎週火曜日		4回目の金曜日
14	七松町2・3丁目、立花町1~3丁目、水堂町3丁目、南武庫之荘10~12丁目				4回目の水曜日
15	稻葉元町、大庄北(国道2号に面した家庭は地区23)、浜田町(国道2号に面した家庭は地区23)、七松町1丁目、西立花町、蓬川莊園		毎週火曜日	毎週水曜日	2回目の金曜日
16	稻葉莊(国道2号に面した家庭は地区23)、立花町4丁目、水堂町1・2・4丁目	毎週 月・木 曜日	毎週水曜日	毎週金曜日	4回目の火曜日
17	尾浜町、久々知西町、潮江1・5丁目		毎週木曜日	毎週月曜日	3回目の水曜日
18	西難波町(国道2号に面した家庭は地区25)、東難波町2~5丁目(国道2号に面した家庭は地区25)、南七松町、西長洲町3丁目		毎週月曜日	毎週水曜日	4回目の木曜日
19	大西町、三反田町、東七松町、東難波町1丁目、名神町	毎週 火・金 曜日	毎週水曜日	毎週木曜日	3回目の月曜日
20	神崎町、久々知3丁目、潮江2~4丁目、下坂部1~3丁目、高田町、次屋、西川、浜2・3丁目		毎週金曜日	毎週火曜日	2回目の木曜日
21	今福、金楽寺町1丁目、杭瀬北新町1丁目、杭瀬寺島(国道2号に面した家庭は地区26)、杭瀬本町1丁目の国道2号以北(国道2号に面した家庭は地区26)、常光寺1・3・4丁目、長洲中通1丁目、長洲西通1丁目、長洲本通1丁目、長洲東通1丁目、西長洲町1丁目、浜1丁目	毎週 水・土 曜日	毎週火曜日		3回目の金曜日
22	北大物町、金楽寺町2丁目、杭瀬北新町2~4丁目(国道2号に面した家庭は地区26)、杭瀬本町2丁目(国道2号に面した家庭は地区26)、常光寺2丁目、昭和通1・2丁目の国道2号以北(国道2号に面した家庭は地区26)、長洲中通2・3丁目、長洲西通2丁目、長洲東通2・3丁目、長洲本通2・3丁目、西長洲町2丁目				2回目の火曜日

曜日の考え方

右のカレンダーの場合、木曜日の1回目は1日となり、月曜日の1回目は5日となります。

日	月	火	水	木	金	土
ここは数えません		1	2	3		
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	

地区	町 名	燃やすごみ	びん・缶・ペットボトル	紙類・衣類	金属製小型ごみ・危険なもの
23	大島、大庄西町、大庄中通1~4丁目、大庄川田町、菜切山町、琴浦町、崇徳院、武庫川町、元浜町、丸島町、大浜町、「稻葉莊・大庄北・浜田町の国道2号に面した家庭」など	毎週 月・木 曜日	毎週火曜日	毎週水曜日	2回目の金曜日
24	大庄中通5丁目、水明町、蓬川町、道意町				3回目の金曜日
25	昭和通3~9丁目、昭和南通、神田北通、神田中通、神田南通、北竹谷町、宮内町、竹谷町、南竹谷町、西向島町、西高洲町、西本町、玄番北之町、玄番南之町、建家町、西御園町、寺町、汐町、西桜木町、東桜木町、西本町北通、御園町、開明町、中在家町、東海岸町、築地、西松島町、北初島町、南初島町、東初島町、「西難波町・東難波町の国道2号に面した家庭」など	毎週 火・金 曜日	毎週木曜日	毎週水曜日	2回目の木曜日
26	昭和通1・2丁目の国道2号以南、西大物町、東大物町、北城内、南城内、大物町、東本町、杭瀬南新町、杭瀬本町3丁目、杭瀬本町1丁目の国道2号以南、梶ヶ島、「昭和通1・2丁目・杭瀬北新町・杭瀬本町・杭瀬寺島の国道2号に面した家庭」				4回目の木曜日

紙類・衣類の収集について

○紙類・衣類は下記の業者が収集しています。(車に前幕で「尼崎市指定回収車」の表示をしています。)

マツダ(株)(回収センターかいこ組合)	☎ 06-6482-1774
共栄紙業(株)	☎ 06-6437-0180
グリーン大本(株)	☎ 06-6418-4477

※各業者の担当地区は次のとおり

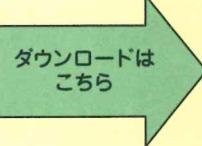
地区	町 名	担当
1	全地区	マツダ
2	武庫町	マツダ
13	地区2の上記以外	共栄
	地区13の上記以外	大本
3	全地区	共栄
4	全地区	共栄
5	全地区	共栄
6	全地区	大本
7	全地区	大本
8	全地区	大本
9	田能3~6丁目	マツダ
10	地区9の上記以外	大本
	東七松町	共栄
11	全地区	マツダ
12	全地区	大本
14	額田町、戸ノ内町	マツダ
	地区14の上記以外	大本
15	全地区	共栄
16	全地区	共栄
17	尾浜町	大本
18	地区17の上記以外	マツダ
	西難波町(国道2号に面した家庭は地区25)、南七松町	共栄
19	全地区	マツダ
20	全地区	マツダ
21	全地区	マツダ
22	全地区	マツダ
23	元浜町、大浜町、丸島町、(浜田町の国道2号に面した家庭)	大本
	地区23の上記以外	共栄
24	全地区	大本
25	西本町1~6丁目、西本町北通、寺町、御園町、西御園町、東桜木町、西桜木町、開明町、汐町、西高洲町、中在家町、築地、西松島町、北初島町、南初島町、東初島町	マツダ
	地区25の上記以外	大本
26	全地区	マツダ

お問合せ先など

内 容	申込み・問合せ先	電 話	受付時間(年末年始を除く)
家庭ごみの分別・収集 (ごみ集積所の事前協議)	家庭ごみ 案内センター (業務課)	<p>☎ 06-6374-9999 FAX 06-6409-1193</p>	平日: 午前8時～午後4時45分 土曜日・祝日: 午前9時～午後4時45分
大型ごみ・臨時ごみの申込み			
亡くなつた動物(犬・猫等小動物)の引取りの申込み			
不法投棄ごみに関する相談			
し尿の収集	公益財団法人 尼崎環境財団	<p>☎ 06-6409-1313 FAX 06-6409-1317</p>	午前8時～午後4時45分 (月～金曜日(祝日含む))
移動式便所の貸出し (車いすの方にご利用いただけるタイプもあります)			
ごみの持込みの予約申込み	クリーンセンター	<p>☎ 06-6409-0101 FAX 06-6409-1721</p>	午前8時30分 ～午後5時15分 (月～金曜日(祝日含む))
ごみの減量・リサイクル	資源循環課	<p>☎ 06-6409-1341 FAX 06-6409-1277</p>	午前8時30分 ～午後5時15分 (月～金曜日(祝日除く))

スマートフォン向けごみ分別アプリ「さんあ～る」配信中!

収集曜日や出し方、注意点など、ごみ出しに関する情報を配信しています。スマートフォン本体の言語設定に応じて、英語・中国語・韓国語・ベトナム語でも見ることができます。



事業系ごみ(事業系一般廃棄物)について

※市では収集しません。

●市内のお店や事務所、事業所、請負などの事業活動に伴って生じるごみは、市では収集しません。

事業者が自らの責任で適正に処理してください。

●事業系一般廃棄物は専門に収集する下記の許可業者と契約するか、

自らクリーンセンターに持ち込む(産業廃棄物は除く)などにより、適正に処理してください。

なお、事業系一般廃棄物は「尼崎市指定袋(家庭用)」に入れないでください。

また、袋を使用する場合は透明または半透明の中身が確認できる袋をご使用ください。

事業系一般廃棄物の

処理については

市ホームページ

をご覧ください。



事業系一般廃棄物(ごみ)収集運搬許可業者

株 摂 津 ☎ 06-6429-1818 株 阪 神 衛 生 ☎ 06-6417-8220 有 松 川 衛 生 ☎ 06-6438-0291 有 清 菱 ☎ 06-6437-0660
有 宮 城 衛 生 ☎ 06-6437-5117 有 荒 木 衛 生 ☎ 06-6417-0775 有 森 衛 生 ☎ 06-6493-5270 有 飯 尾 ☎ 06-6498-3165
有 沖 田 實 業 ☎ 06-6430-9628 尼 崎 商 業 事 業 株 ☎ 06-6409-1005 (公)尼 崎 環 境 財 団 ☎ 06-6409-1313

●クリーンセンターに持ち込む場合は、前日までに電話で予約が必要です。(有料:10kgあたり123円。) 詳しくは21ページ

●事業系廃棄物適正処理ルールブックについて

事業系ごみについては、処理方法やごみ減量・リサイクルの取組方法などをわかりやすく記載した「事業系廃棄物適正処理ルールブック」をご参照ください。ルールブックについては市ホームページをご覧ください。

尼崎市のごみ処理計画とごみ減量・リサイクルについて

わたしたちは、これから10年間でごみを **10%** 減らすことを目指しています。

なぜごみを減らす必要があるの？

ごみを減らす大きな3つの理由

理由1 家計を節約できます。

ごみも元はお金を出して買ったもの。むだなものを買わないなどのごみを減らす取組は、節約にもつながります。また、ごみ袋代やごみ処理料金も減らすことができます。



理由2 大切な税金を有効に使えます。

ごみ処理にかかるコストは、1年間で約45億円(市民1人あたり 約1万円)！ごみが多いと大きなごみ処理施設が必要になり、ごみを燃やしたあとに残る灰の埋立て(最終処分)にも年間約2.5億円かかっています。ごみを減らしてコストを削減すると、社会保障、教育や子育て支援などのほかの行政サービスに役立てることができます。



理由3 ごみ減量は環境問題の身近な課題です。

わたしたちが普段使っているものは、限りある大切な資源を使って作られています。また、ごみを運んだり燃やしたりするときに、地球温暖化の原因となる二酸化炭素が発生します。さらに、ごみが川や海に流出すると、海洋汚染の原因となり、生態系に影響を与えます。



どうやってごみを減らすの？

ごみになるものを 買わない・使わない・作らない

リデュースを中心に、3Rに取り組みましょう！

ごみの中には、食品ロスや紙資源など、「もったいない」ものがたくさん捨てられています。

「もったいない」を合言葉に、

①リデュースでごみを減らす ②コスト意識を持つ ③環境問題以外も解決を目指す ④みんなで取り組むを意識して、ごみを減らしましょう！

ごみを減らす3か条「3R」

- リデュース Reduce** : ごみをつくらないこと(発生抑制)
- リユース Reuse** : くりかえし使うこと(再使用)
- リサイクル Recycle** : 原料に戻して使うこと(再生利用)

生ごみ・食品ロスの削減

家庭で食品ロスが出てないかぶり返り、買いつぎに気を付けるなど食品ロス削減に取り組む。

リデュース 詳しくは6ページ

プラスチックごみの削減

ライフスタイルを見直し、むだなプラスチックを使わない生活に転換する。

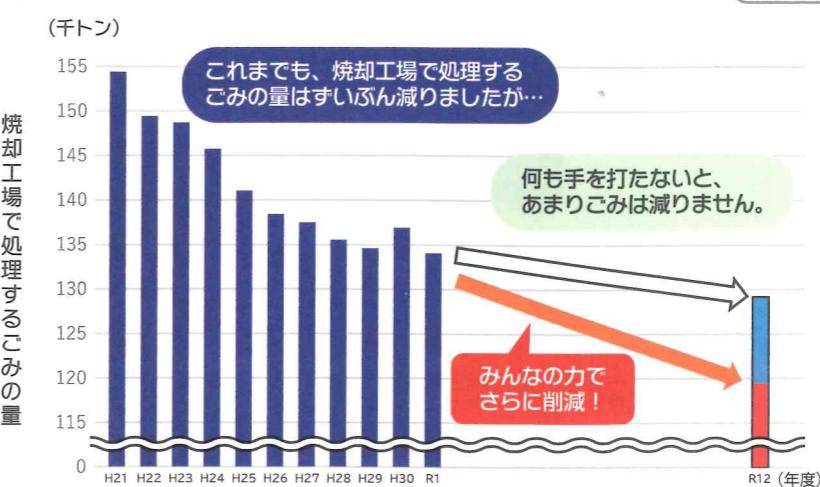
リデュース リユース 詳しくは7ページ

紙資源のリサイクルの徹底

ふせんや、お菓子の箱などの小さな紙もきちんと分別して、紙資源のリサイクルを進める。

リサイクル 詳しくは14・15ページ

どれくらいごみを減らすの？



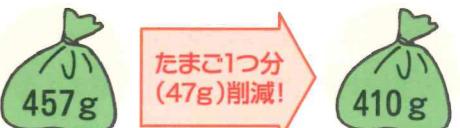
ごみを減らすために、計画をつくりました。
(尼崎市一般廃棄物処理基本計画)
詳しくは市ホームページをご覧ください。



家庭でのごみ減量目標

毎日の「燃やすごみ」量を**10%削減!**
令和3年度からの10年間で一人一人が毎日
出す「燃やすごみ」量を、令和元年度比で**10%**
(1人1日あたり47g:たまご1つ分)減らします。

令和元年度実績値 令和12年度目標値



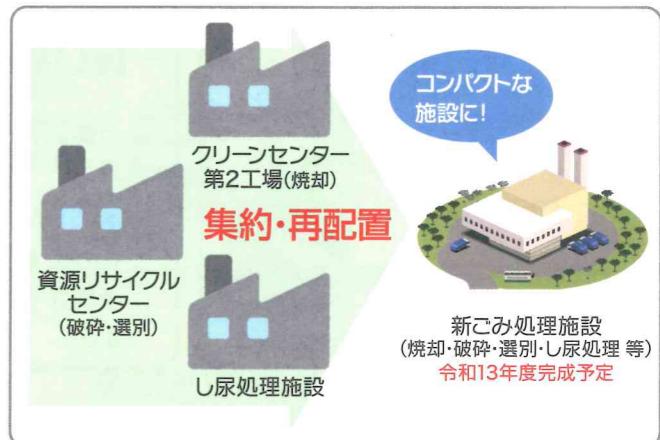
ごみ処理施設の更新について

老朽化が進んでいる現在のごみ処理施設を更新し、令和13年度から新しいごみ処理施設での処理をスタートできるよう、現在準備を進めています。

ごみ処理施設の建設にかかる費用は、施設の規模(1日に処理できるごみの量)が大きくなるほど高くなってしまいます。

→ そこで！

ごみを減らしてコンパクトな施設をつくります。



ごみが減らないとどうなるの？

ごみが減らなければ、令和13年度完成予定の新しいごみ処理施設ではごみ処理が追い付かず、余分なコストが発生してしまいます。

そこで、令和8年度にごみの減量状況などを評価して目標の達成が困難と思われるときは、「家庭系ごみの有料化」の導入を進めます。

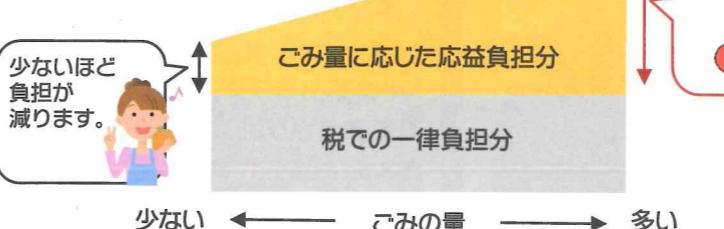


「家庭系ごみの有料化」とは？

今使われているごみの指定袋の価格に、これまで含まれていなかったごみ処理手数料を上乗せすることにより、ごみを出す量に応じた処理コストの負担をお願いする制度です。

ごみ減量や分別の取組に応じて、負担を軽減することができます。

もし有料化になると…



応益負担分のごみ処理コスト

→ 指定袋の価格に上乗せ
(指定袋の値段が今よりも高くなります。)

